



青森県報

第二千二百一十号

平成十四年五月十五日(水曜日)

目次

訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程……………(政策推進室) ……一

告示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

臨時の職業訓練の施行……………(労働政策課) ……四

証紙売りさばき人の指定……………(経理課) ……四

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(健康医療課) ……四

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……五

土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

出先機関

土地改良区の役員の就任……………(三) 地方農林戸(水産事務所) ……五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……五

右 同……………(下) 地方農林北(水産事務所) ……六

正誤

昭和四十六年六月十日定例告示中……………(農村整備課) ……七

訓

令

青森県訓令第三十一号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程を次のように定める。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県民間資金等活用事業推進会議規程

(設置)

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等(民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営並びにこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)の促進及び総合調整を図るため、青森県民間資金等活用事業推進会議(以下「PFI推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 PFI推進会議は、次の事務を処理する。

一 県の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進及び総合調整に関すること。

二 県の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の導入可能性調査案件の検討及び選定に関すること。

三 個別事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の導入の検討及び円滑な推進に係る支援に関すること。

(組織)

第三条 PFI推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、政策推進室長をもって充てる。

3 委員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

4 別表第二に掲げる職にある者は、PFI推進会議に出席できるものとする。

5 議長は、必要に応じ、委員以外の者をPFI推進会議に出席させることができる。

6 委員に事故があるとき、又は委員が不在のときは、あらかじめ委員の指名する者がその職務を代理する。

(議長)

第四条 議長は、PFI推進会議を総理する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が不在のときは、政策推進室の総括副参事又は副参事の職にある委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 PFI推進会議は、議長が必要に応じ、随時招集する。

(検討部会)

第六条 PFI推進会議に、その事務を補佐するための検討部会(以下「PFI推進検討部会」という。)を置く。

2 PFI推進検討部会は、部長及び部会員をもって組織する。

3 部長は、政策推進室の総括副参事又は副参事をもって充てる。

4 部会員は、委員がその所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

5 部長は、PFI推進検討部会の事務を掌理し、必要に応じ、PFI推進検討部会の会議を招集する。

6 別表第二に掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名する者は、PFI推進検討部会の会議に出席できるものとする。

7 部長は、必要に応じ、部会員以外の者をPFI推進検討部会の会議に出席させることができる。

8 部長若しくは部会員に事故があるとき、又は部長若しくは部会員が不在のときは、あらかじめ部長又は部会員の指名する者がその職務を代理する。

(報告)

第七条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の導入可能性調査案件として選定された事業の担当部局長は、当該導入可能性調査の結果及び当該事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の導入の方針等について、PFI推進会議に報告するものとする。

(PFI推進会議の庶務)

第八条 PFI推進会議の庶務は、政策推進室において処理する。

(委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、PFI推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

財政課長、総務学事課長、税務課長、企画課長、市町村振興課長、文化・スポーツ振興課長、健康福祉政策課長、商工政策課長、農林水産政策課長、監理課長、整備企画課長、建築住宅課長、出納局経理課長、公営企業局総務課長、政策推進室の総括副参事又は副参事

別表第二(第三条、第六条関係)

(教育委員会事務局)
教育政策課長、学校施設課長
(警察本部)
会計課長

告

示

青森県告示第二百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十

五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム △あんじんの郷	東津軽郡平館村大字野 田字鳴川二二二の三	介護老人福祉施設	平成一四・四・一
渡辺病院	青森市橋本一丁目七の 四	介護療養型医療施設	一四・五・一

青森県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法 人秋葉会	上北郡上北町大 字大浦字境ノ沢 一・二・七	通所介護	デイサービス 桔梗野の家	八戸市大字市川 の七	"
医療法人康 和会	八戸市大字糠塚 字下道七の三九	訪問リハ ンセンター	河原木内科 医院	八戸市大字糠塚 字下道七の三二	"
社会福祉法 人尾上町社 会福祉協議 会	南津軽郡尾上町 大字猿賀字南田 九六の三	"	社会福祉法 人尾上町社 会福祉協議 会指定訪問 介護事業所	南津軽郡尾上町 大字猿賀字南田 九六の三	一四・四・一
合資会社ゆ とり	八戸市諏訪二丁 目六の一八	訪問介護	ヘルパース テーション ゆとり	八戸市諏訪二丁 目六の一八	平成 一四・四・一五

社会福祉法 人尾上町社 会福祉協議 会	南津軽郡尾上町 大字猿賀字南田 九六の三	"	社会福祉法 人尾上町社 会福祉協議 会指定通所 介護事業所	南津軽郡尾上町 大字猿賀字南田 九六の三	"
------------------------------	----------------------------	---	---	----------------------------	---

社会福祉法 人七戸福祉 会	上北郡七戸町の 四	"	城南デイベ ン	上北郡七戸町の 四	"
---------------------	--------------	---	------------	--------------	---

社会福祉法 人福祉の里	十和田市大字切 の二二	"	デイサービス はまなす	上北郡野辺地 の二	一四・四・二
----------------	----------------	---	----------------	--------------	--------

社会福祉法 人福祉協社 会	東津軽郡平館村 大字野田字鳴川 二〇八の一	短期入所 生活介護	特別養護老 人ホームあ んじんの郷 シヨートス	東津軽郡平館村 大字野田字鳴川 二二二の三	一四・四・一
---------------------	-----------------------------	--------------	----------------------------------	-----------------------------	--------

社会福祉法 人福祉の里	十和田市大字切 の二二	"	シヨートの ヘジ	上北郡野辺地 の二	一四・四・二
----------------	----------------	---	-------------	--------------	--------

医療法人厚 生会	青森市橋本一丁 目七の四	短期入所 療養介護	渡辺病院	青森市橋本一丁 目七の四	一四・五・一
-------------	-----------------	--------------	------	-----------------	--------

社会福祉法 人七戸福祉 会	上北郡七戸町の 四	痴呆対応 生活介護	グループホ ール	上北郡七戸町の 四	一四・四・一
---------------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------

青森県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	臨時の職業訓練を実施 する能力開発校の名称	職業訓練の種類 ・普通職業訓練 ・短期課程	対象者 公共職業安定所 職業訓練指導員 職業訓練指導員 受講者 受講者 受講者 受講者 受講者	訓練科 CAD(キャド) 技術科 介護福祉科 介護保険 事務科 CAD(キャド) 技術科 パソコン	訓練期間 二月	定数 一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人
--------------------	--------------------	--------------------------	-----------------------------	---	---	------------	--

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木村守男

青森県告示第二百五十八号

名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	年月日
有限会社フアイブ・ワン	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡六の一の三	居宅介護支援事業所えびす	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡六の一の三	"
社会福祉法人秋葉会	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一七	居宅介護支援事業所桔梗野の家	八戸市大字市川町七字桔梗野一五	"
特定非営利活動法人わつしよ	上北郡百石町二丁目一丁目六の二九〇	居宅介護支援事業所わつしよ	上北郡百石町二丁目一丁目六の二九〇	平成十四年五月一日

青森県告示第二百五十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木村守男

青森県立八戸工科学院	青森県立むつ高等技術専門学校	青森県立木造高等技術専門学校	介護福祉科	介護保険事務科	パソコン	パソコン	パソコン	一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人 一回 一人
------------	----------------	----------------	-------	---------	------	------	------	---

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院清掃作業等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エイエスワイ

青森市岡造道二丁目一七の四

六 契約金額

八千九百十四万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年二月十三日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成十四年五月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十五日

土地改良事業計画変更の認可

青森県知事 木 村 守 男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、青女子堰土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十四年五月七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年五月十五日

青森県知事 木 村 守 男

事業名 維持管理

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年五月十五日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	遠 沢 廣	三戸郡田子町大字田子字清水頭中平二の三	平成十四年五月三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年五月十五日

三戸地方農林水産事務所長 平野隆夫

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	大和山 進	三戸郡南郷村大字島守字下江花沢二	平成一四・四・二六就任
監事	世増 由雄	字前田二二〇	"
"	高山 利男	字高山二九	"
"	村松 節男	字畑四五	"
"	堰端 秀昭	字白山一	"
"	春日 三雄	字春日九の一	"
"	外館 達男	字外館三六	"
"	平 栄男	字古坊四九	"
"	平 義博	字上江花沢二	"
"	大田 松孝	字小平六の一	"
"	宮川 和雄	字石橋一二の二	"
"	林崎 春男	字坂ノ下九の	"
監事	坂本 芳男	字石橋一二の二	"
"	松村 敏明	字館一二の二	"
"	田畑 義治	字東台五	"
理事	大和山 進	字下江花沢二	一四・四・二五退任
"	大倉喜八郎	字沢代三二	"
"	世増 由雄	字前田二二〇	"
"	高山 利男	字高山二九	"
"	坂本 満	字白山一三	"
"	根岸 正則	字大波七の一	"
"	外館 達男	字外館三六	"
"	平 栄男	字古坊四九	"
"	中里 春正	字山子二の一	"
"	太田 松孝	字小平六の一	"
"	村松 節男	字畑四五	"
"	旦平 吉明	字下旦平六の	"

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	池田 正利	下北郡大畑町大字大畑字二枚橋二二	平成一四・四・三就任
"	赤坂 直良	字本町八〇の	"
"	柏谷 均	字小目名村二	"
"	武藤 直人	大字正津川字正津川一	"
"	毛馬内光雄	大字大畑字新町一〇七	"
"	中居 伸作	字松ノ木道八	"
"	月館 俊彦	大字正津川字平一一四	"
監事	松野 毅	字二枚橋二二	"
"	久保田昌司	大字大畑字兔沢二〇六	"
理事	池田 正利	字二枚橋二二	一四・四・三退任
"	赤坂 直良	字本町八〇の	"
"	佐藤 安夫	大字正津川字関根橋三	"
"	月館 俊彦	字平一一四	"
"	柏谷 均	大字大畑字小目名村二	"

平成十四年五月十五日

下北地方農林水産事務所長 竹内由昭

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

監事	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
坂本 芳男	字石橋一二の二	"	"
松村 敏明	字館一二の二	"	"
川畑 義治	字東台五	"	"

昭和四十六年 第六八〇六号	発行年月日 発行番号
告 示	区 分
第五〇四号	番 号
五三	ペー ジ
下	段
ハ	行
イに掲げる場合にあつては	誤
イに掲げる場合以外の場合 にあつては	正

正
誤

農 村 整 備 課

〃 監 事	〃 〃
福岡 貞吉	武藤 直人
〃 〃	〃 〃
の 三	八 〃
〃 〃	〃 〃
〃 大字大畑字小目名村八 字本町一八一	〃 大字正津川字正津川一 字南町五
〃 〃	〃 〃

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭